

## 本日の会議に付した事件

令和2年第2回山元町議会定例会（第4日目）

令和2年6月12日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第34号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第35号 令和2年度 交流請1号 山元町農水産物直売所飲食施設建築工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第36号 令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第37号 土地の取得について
- 日程第 6 議案第38号 町道の路線廃止について
- 日程第 7 議案第39号 令和2年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第40号 令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第10 議員派遣の件

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和2年第2回山元町議会定例会第4日目、本日の会議を開きます。

8番遠藤龍之君から欠席届出書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、9番岩佐孝子君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりです。ご覧ください。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第34号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。資料No.2条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料、税の免除措置等に対する財政支援の延長について

において、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援が延長されたことから所要の改正を行うため提案するものです。

改正の内容でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から本町に転入し、国民健康保険に加入した者の令和２年度分の国民健康保険税を次のとおり減免するものです。

今年の３月にＪＲ常磐線開通に合わせ、旧居住制限区域等が見直しされていることから減免要件等に変更がございます。この旧居住制限区域等から避難している被保険者で合計所得金額が６００万円以下の世帯に属する被保険者が全部減免の帰還困難区域等に含まれ、また同じ区域等から避難している被保険者で合計所得金額が６００万円を超える世帯に属する被保険者、こちらを一部減免の対象とするものになります。

施行期日ですが、交付の日から施行し、令和２年度の課税に適用するものです。

以上で、議案３４号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

９番岩佐孝子君。

９番（岩佐孝子君）はい。ＪＲ再開に伴うというふうなお話でしたけれども、この一部に該当する世帯は我が町では何世帯くらい該当する見込みなんでしょうか。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。現在ですね、令和元年度の該当している世帯が１０世帯ぐらいあるんですが、今回新たに一部に該当する世帯としては今のところ把握はしてございません。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから、議案第３４号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第３４号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第３．議案第３５号を議題とします。

本案について説明を求めます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）議長。はい、それでは議案第３５号令和２年度 交流請１号 山

元町農水産物直売所飲食施設建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。お手元に配布になっております資料のNo.3議案の概要をご用意お願いいたします。

初めに提案理由でございますけれども、山元町農水産物直売所飲食施設建設工事請負契約の締結に当たりまして地方自治法の規定により議会の議決を要するため提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

まず1点目、契約の目的、工事の名称でございますが、こちらは記載のとおりとなっております。

2の契約の方法でございますけれども、条件付一般競争入札に付してございます。

3の契約金額であります。一金1億7,476万2,500円、こちらは消費税を含む額でございます。落札率につきましては100%でございました。

契約の相手方でございますけれども、仙台市青葉区所在の阿部建設株式会社になります。

次に工事の場所でございますけれども、山元町町地内、ご承知のとおり農水産物直売所の南側の用地となります。

工事の概要についてでございますが、まず1点目としましては建築工事一式としまして、建物の用途については飲食店、構造について木造平屋建て、建築面積にしましては429.87平方メートル、延べ床面積で372.98平方メートルになります。

2点目としましては、電気設備工事一式と記載してございますが、こちらにしましてはキュービクルの改修ですとか変圧器あるいは分電盤等の整備というふうなものになります。

3点目としまして給排水、衛生工事一式というふうなことで、これについては厨房内の給排水の設備一式、そしてトイレスペースに係るものというふうになります。

4の空調換気工事、こちらについては厨房内の排気ダクトあるいはエアコンなどの空調関連の設備一式というふうになります。

最後に厨房の機器設置工事というふうなことで大型の冷凍冷蔵庫を初めとするあらかじめ備え付ける備品類、これらになります。

7の工期でございますが、議決を頂いた翌日から令和2年11月30日までというふうにしてございます。

以上が議案35号の説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

10番阿部 均君。

10番（阿部 均君）はい。2、3点確認をさせていただきます。

今回の契約でございますけれども、入札の応札した参加業者が1社のみとなっております。なおかつ落札率が100%ということで予定価格と全く同額ということでございます。そこでですね、この契約に際して条件付一般競争入札でございますので、どのような条件設定であったのかお伺いしたいと思います。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。主立ったところでよろしいですね。一般的な事項を除きましてお話しさせていただきます。

まず、当然のことですけれども特定建設業の許可を受けていることというふうなものが大前提になります。次に一番お気になされるのが、いわゆる経営事項審査の点数になるかと思えますけれども、経審の評価点については1, 100点、1, 100点、そして1級技術者の数ですね、これを10名以上、これが、あの特化するといいますか、条件というふうに捉えていただければというふうに思います。以上になります。

10番（阿部 均君）はい。今、総合評価といいますか点数が1, 100点、それから1級の技術者が10名以上ということでランク付けはS級ということでございます。そのな部分で1, 100点、これは非常に高い点数であると思えます。当然あのぐらいの木造の建築だと思えますし、庁舎などとは全く違う建築でございまして、今回の1, 100点の設定は非常に高すぎるのではないかと思います。県などでは普通の建築の場合、県においても950点でございます。それから隣接しております市町村、町ですね、丸森等は850点以上、そのな部分でございます。この総合評価はそういうふうな部分でございまして、S級は技術者の数ですから、当然いろいろな部分で点数と級というのはまたちょっと違うんでありますけれども、そのな部分で1, 100点の設定というのは非常に高すぎたと、それで1社のみとなったというような捉え方になってしまうという部分もあるのかなと思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

商工観光交流課長（大和田 敦君）1, 100点の点数がどうなのかと、それに基づいて業者の数が減っちゃうんじゃないかというふうなご疑問だというふうに思います。

参考までにちょっとお話しさせていただきますけれども、平成27年度以降この5年間、この5年間で町が発注した1億円を超える建築工事、これについては今般の工事も含めて全て9件、9件あります。その9件とも同じような取扱いをしてるというふうになります。ただ、一部単純な倉庫に関しては950点以上というふうな評価をしておりますけれども、それ以外については町として一定の水準、あるいは技術力というふうなものを確保するために1, 100というふうなものを踏襲してると。それを担当課としては町の方針といいますか、それに基づいてまずは協議し、指名委員会にかけて、指名委員会の中でさらに協議をしていただいて、その中で決定するというふうなものについては、改めて説明するまでもないかと思うんですけども。

しからば、その1, 100点というふうなものでどれだけの業者が、余りにも門戸を狭めることによって競争の原理が働かないんじゃないのかというふうなものがやはり阿部議員の一番の心配かというふうに思えますけれども、現時点でといいますか、今1, 100点を網羅する、あるいは私が先ほどお話しさせていただいた条件を網羅する会社の数は95社あります。95社。はい。

参考までに、前回の我々で整備した今の直売所ありますよね。今の直売所も同じような条件で進めたんですけども、あの当時で91社でした。それよりもさらに4社増えているというふうなことからすれば、十分その競争の原理というふうなものは働くだろうというふうな判断のもと、担当課としてはそのような判断をさせていただいたというふうになります。

10番（阿部 均君）いろいろ今課長からるる説明を受けました。27年以降の復興関係の事業においては、1億円以上はそういうふうな条件設定であったというふうなお話でございませう。

そこですら、復興事業、もうほとんど大きな大型の復興事業は、もうあと数件残す

のみとなっております。そういうふうな中で今の町内の業者、私の知るところでは850点ぐらいの会社が1社ぐらいあるのかなと思っております。あとは全て850点を下回っておるような会社なのかなと思っております。800点台の会社も3社ぐらいかなと。あとはもう700点台の会社というような、そういうふうな認識を持っているわけでございますけれども、全くこのような条件設定ですと町内の業者の参入は、もうスタートラインにも立たせていただけないというとらえ方になりますけれども、課長、その辺はそういうふうな認識でよろしいんですか。

商工観光交流課長（大和田 敦君） 経審の持ち方、あれは実はよくご覧いただくとおわかりのとおり、土木工事と建築工事というふうなものはまた別個になっておまして、しからばこれまで発注してきた建築工事でなくて土木工事、これらについて1,100点というふうなものを提供しているかといったらそうではございません。やはり経審の客観評価というふうなものをそのまま用いているというふうなものもありますので、この1,100点というふうなものについては、あくまでも建築工事、建築工事にだけ提供してきたというふうなものであって、土木工事については、また別なものというふうに捉えていただければというふうに思います。以上になります。

10番（阿部 均君） そこで町長にお尋ねをしたいと思います。今回の部分は1,100点、総合評価S級、技術者の数で、いろいろな部分で算定されるのがS級の業者であるということをごさしまして、当然町ではそういうふうな部分で一番安全な道を選択しているのかなと思います。当然総合評価も高い、技術者も多いとなればそれなりの仕事が担保できるというような見方はできるわけでございますけれども、一方では私なんかも町議に立候補する際はやっぱり町内の業者さん、そういうふうな部分もある程度育てていかなければならないと。

なぜかと申しますと、今は皆さんご承知のとおり毎年のように水害なりいろいろな部分、今回は建築でございますけれども、そういう意味合いで非常に災害なりいろんな部分が多発していると。町内業者の育成という部分も頭に置きながら対応しなければならぬのかなと思いますけれども、町長、その辺についてはどのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君） はい。まず一般論で申せば、これまでもお話してきましたとおり、工種に関係なく可能な限り地元の企業の育成、振興というふうな観点と、いわゆる地産地消というふうなことをお答えしてきたとおりでございますので、その視点観点には変わりはないというふうなことでございます。

10番（阿部 均君） いろんな点から、やっぱり町内の業者の部分も念頭に置きながら、今後の部分はしっかりと政治的な配慮をしていただきたいと思いますと思っております。

それで今回の1社のみ、参入業者が1社ということで、ある意味競争性が全く、先ほど課長からもお話がありましたとおり、これ条件付きとはいいいながら一般競争入札ですよ。だから競争性が確保できなければ当然落札率も高くなると。それも予定価格と全く同額というような入札になっておると。その辺については、課長どのように捉えているんですか。

商工観光交流課長（大和田 敦君） はい、議長。全くもって阿部議員がおっしゃるとおりというふうに私どもも受け止めてございます。3月の定例会ででしたかね、直売所を整備する際に岩佐議員からだったと記憶しておりますけれども、せっかくなんでこの機会に直売所

に町内を広く知らしめる看板なんかもつくったらいんじゃないかなんていう提案があって、その際、できればその工事の執行残なんかを活用して令和2年度で進めてまいりたいというふうな回答を差し上げました。我々も当然そのつもりでいたわけですが、やはりどうしても我々としましては、当然自治法なり事務提要に基づいて事業執行するわけなんです、結果として、参考までにちょっとお話しさせていただきますけれども、平成28年度から昨年までの3年間、3年間で参加業者が1社のみだった工事なり業務というふうなものは合計で20本あります。その20本のうち、100%落札というふうなのが4本、それ以外の16本に関しましても、今ご懸念のとおり98%ですかと99%というふうなものが大部分であります。平均しても、20本の工事なり業務を平均しても98%というふうな非常に高い数字で推移しているものですから、我々としても当然ながら同じものをつくるのであれば人様の税金で事業を実施するわけですので1円でも安くというふうなことは常に心がけております。その結果として今般一般競争入札というふうな手法を選んだわけですが、結果としてこのようになったというふうなことについては、いい悪いというふうなものはともかく、我々としても残念であるというふうには受け取っております。以上になります。

10番（阿部 均君）確認をしたいんですけども、これ当然町の方針でありまして、私の認識ですと全て今は予定価格、事前に公表されておりますよね。それ確認します。

商工観光交流課長（大和田 敦君）入札に関しては、本来企画財政課長が回答すべきなんですけれども、今回私どもが提案してる議案なんで私のほうから話しさせていただきますけれども、ご承知のとおり、今おっしゃられたとおり予定価格というふうなものについては事前公表というふうな制度をとっております。以上です。

10番（阿部 均君）こういうふうに予定価格が公表されている、それで予定価格と全く同額、100%ということで、もう一番最悪な状況になった。落札であったなと私は思うわけでございますけれども、これそれを、札を入れる業者側にもやっぱり紳士的なご配慮があってしかるべきだと私は思うんですが、その辺は課長どのように捉えていますか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい。札を入れる側の立場でのちょっと話というふうなものについては、私のほうからは何とも言いようがないんですけども、ただ先ほどお話しさせていただきました1社が、結果として1社の入札になった案件というふうなものの99%なり98%のいわゆる予定価格と入札額の差というふうなものを見てみますと、どうしても端数を切り捨てて入札してきているのが実態のようなんですね。

ただ、これは言うまでもありませんけれども、例えばこの端数を切ってくれどか、ここの部分をこうしてくれというふうなものについては、入札を執行する我々の立場でそれを言ってしまうと、まさに官製談合になってしまいますので、そういったところについては、口が裂けてもこちらからはお話しすることはできないというふうなものがあるということだけのご理解いただきたいと思います。

10番（阿部 均君）こういうふうな部分で、今までもあったというような課長の説明もございました。1社のみという場合、もしも一旦入札を中止するといいますか、ここでやめるといふふうな手法もあろうかと思っておりますけれども、そういうふうなことは山元町では今までとらなかつたということでございますけれども、どうなんでしょうか。やっぱり競争性の確保というのが一番重要だと思いますので、はい。

議長（岩佐哲也君）これは企画財政、基本的な姿勢ですから企画財政のほうに振りしたいと思います。

す。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず一般競争入札の原則から申し上げますと入札参加資格を満たしている、参加意欲のあるものについては誰でも参加できるということでございまして、今回公告をいたしまして、その工事概要ですとか入札参加資格等明らかにしておきまして、それに基づきまして意欲のある方が参加しているということで、一方では入札参加機会を確保されているという状況にありますので、今回参加資格、参加業者が1社であったということであっても入札におけます競争性というものは確保されているというふうに考えているというところでございます。以上でございます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。若干補足といえますか、1社の場合、事前にその入札を取りやめることができないのかというふうなことに對してなんですが、先ほど自治法の話をしましたけれども、実は我々入札執行する際に地方財務実務提要というふうなものを照らし合わせて必ず確認します。その中で載っているのは、まずもって公告をした時点で競争性というふうなものが働いているというふうに捉えるべきですと。そして入札をした結果として1社になった場合、これはあくまでも結果でしかないというふうな書き方なんですね。それ以外にもいろいろな文献等も確認しました。同じような内容で載っています。

ただ、各自治体においては、そういった事前に1社の場合行わない、中止するというふうなところも持っているようなんですが、デメリットのほうが大きいというふうなこともあるようです。というのは、そういった制度を設けるんですけども、実際やってみた結果、デメリットのほうが多くて制度そのものを撤廃してしまったと。

具体的に言いますと、1社指名、競争性働かないと思うから一回やめましたと。2回目入札かけました。2回目入札かけたら結果誰も入りませんでしたと。それでは工事が執行できないので3回目。3回目は、今度1回目到手を上げた業者に対して1社指名、随契、いわゆる随意契約で出してしまうと。そうなってしまうと、随契そのものが競争の原理働かなくなっちゃうんで、もう本末転倒だろうというふうなこともありますし、あとは競争入札、一般競争入札ですと少なくとも1か月半ぐらいの続かかかるんですね。工事の工期が先送りになってしまうとか、そういったメリットよりもデメリットのほうが多くて、各自治体にあっては一旦は制度化したんだけど、今はもう撤廃しているというふうなものが世の中の流れのようです。はい。以上です。

10番（阿部 均君）はい。企画財政課長のほうからは地方財務規則なり、そういうふうな部分からは全く逸脱してないということでございます。当然規則というか、ただ漫然といろいろな部分をやっているのではなくて、あらゆるいろんな決まり事の中でやっているというのは十二分に承知はいたしております。やっぱりただですね、あと商工観光交流課長のほうの説明、当然いろいろな部分、いろんな施設というのは、当然いろいろいつつまでに完了させるというような最終目的がございますし、いつから供用開始するとか、いろいろな部分の工程表の中で仕事をされているというのは十二分に私も承知はいたしております。そいな部分では、当然中止というような手段をとった場合、私もいろいろな文献を見ますといろいろなメリットもありますけれどもデメリットもあると。それに反してですね。それは十二分に承知はいたしております。

しかしながら、やっぱり競争入札ですので競争原理が働かないような入札というのは、今後やっぱり復興事業、非常に復興事業というのは我々議会の中でも、我々議員の立場

でも、もうこれは早くやっぱりきちっと完了し、皆さんの住民のいろいろな負託に応えなければならぬということでも来た部分がございますが、今後いろいろな事業の中で確かに工程表にはいろいろな部分定まっておりますけれども、今後はやっぱり入札の在り方といいますか、そいな部分、きちっと競争性の確保をされる入札を行っていただきたいなと思います。

今回は当然こういうふうな100%でなければ私はよほど納得できる部分があるんですが、100%ということでもございまして、こんな予定価格とびったしかんかんなんていうのは考えられないということでもございまして、今後そういうふうな部分では、ある程度何か事前のそういうふうな説明会なんかでも少しやんわりと、そいな部分もどっか1社のみの場合とはかって明確には言えないとしても、間接的な言い方で結構でありますので、そいな部分で100%にならないような入札に持っていくように努力をさせていただきたいと思います。これで私の質疑は終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）今、阿部議員が言われるように1社の入札ということが論点、視点になるかと思うんですけれども、その点につきまして3点ほど確認したいと思います。

まず、入札に対しては1社だったんですが、それ以前の説明会等の場では何社が参加しているのか確認したいと思います。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい。一般競争入札ですので、これは通常どおりの公告と、公告というふうな方法、方式をとってございます。公告の開始が4月の21日から開始しました。4月の21日から開始しました。残念なことに公告閲覧そのものも1社だったと、今回の落札した業者1社だったというふうになってございます。はい。

11番（菊地康彦君）はい。今の次に本題、公告の確認をしたかったんですけれども、公告が4月21ということでも1社になった中で、この時期だったり期間、これは当然問題はなかったと理解してよろしいですか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい。公告からの一連の流れがあるんですけれども、まず一番最初は指名委員会でこの内容でいいかというふうなものを協議すると。それでオッケーとなって初めて公告に入ります。公告というふうなものをすると同時に参加の資格の受付ですとか、その前に質問、疑問に思っているものの質問の受付というふうなものもありますので、そういった期間というふうなものについては最低限何日確保するよというふうなものもありまして、それにのっとったような形で全て進めておりますので、むやみやたらにその期間を短くしたりというふうなことは一切行ってございません。はい。

11番（菊地康彦君）はい。当然そういうことがあっての入札かと思いますが、一応念には念ということなんですが、最後なんですけれども今言われるように十分な期間だったり内容だったかと思うんですが、最後にだめ押しじゃないんですが、業者が参加しにくかったとか、作業がやりにくかったなんていうような煩雑さというのは当然なかったと考えてよろしいですね。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。今回ですね、やっぱり一番世の中でコロナ禍にあったというふうなものがありました。一般企業においては、在宅ワークだとかいろいろ、あるいは入社する人の数というふうなものも制限しているというふうなこともありましたし、まして我々役所が人の動きというふうなものをある程度抑制しなければならない

立場だというふうなことだとすると、必ずしも閲覧しに来いというふうなことは世の中の流れに逆行するよねというふうなことがありましたので、仕様書についてはホームページからも閲覧できるように今回対応しました。今まではそういうふうなことはなかったんですけども、今回はできるだけ多くの人たちに参加していただきたいというふうなこと、そしてその社会情勢というふうなものも勘案しながらそういった対応をとったと。その際に先ほど私1社しかいませんでしたというふうに言いましたが、閲覧した場合について、必ずその業者さんにはそういった閲覧しましたよというふうな意思表示をするようにというふうなことも義務付けておりましたので、そういったものも含めて先ほど言った1社だったというふうな数字になっております。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい。今、担当課のほうから入札までのいきさつだったり条件、それから工程のほうを説明もらったわけですが、やはりここには1件で100%という部分はどうしても懸念されていますので、我々が判断する材料、判断するとして、そういった不備がなければ先ほど説明あったとおりの法的なもの、それから執行状況についても、町当局としてはしっかりやれているのかなというふうな確認ができるのかなということで質問させていただきました。

私の質問は、以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほどの説明の中に平成28年から令和1年まで参加、今までこなしてきた工事数20件のうち、100%であるというのが4件、そして98%、99%というのが16件、そういうことを鑑みますと今回も1件だけの閲覧、そして入札というふうなことを考えたなら、やはり高止まりになるということは重々理解しながらのこのような形での入札になったのではないかと思いますけれども、なぜこのような条件付一般競争にしたのか、その辺の理由、先ほどもお話を聞きましたけれども再度確認をさせていただきます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい。重複になりますけれども、ご勘弁いただきたいと思えます。

建築工事に関しては土木工事と違いまして、何ていうんでしょう、業者数についても土木よりは若干少なくなったというふうなものについては、これは否めないというふうなものもあるんですけども、いわゆる建物を建てるといったときの通常の倉庫とかはまた別にして、精密性だとかなんとかというふうなものを確保するためには、経審では一定の点数はあるものの経審は経審として、あれはどこまでも客観評価でしかないの、その客観評価に対して、それ以上の技術水準というふうなものを求めたいというふうな考えから、9件ですか、町としてはそういった数字というふうなものを定めているというふうなものでありまして、私どもが今回発注した工事だけにそれを適用しているというふうなものではなく、これまでこの5年間進めてきた建築工事に関しては、1億円以上を超えるものであると、そういった持っていき方が妥当だろうというふうな町としての判断のもと、我々はそれに応じたような形で基準設定をしているというふうなものであります。以上になります。

議長（岩佐哲也君）いいですか。そのほか質疑ありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい。先ほどの説明の中で4月の21日からの公告を打ったということお聞きしましたけれども、4月21日からの公告だということですのでけれども、これは公告

というのはどういう手段の公告だったんでしょうか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。一般的に、通常の工事と同じようにホームページによる公告というふうなものが一般的です。

ただ、多分高橋眞理子議員はホームページだけじゃ見る人見ないんじゃないのというふうなご懸念もあるかと思うんですが、実はこの建設業界というのは、例えばの話ですよ。3月の議会で予算が可決されますよね。予算が可決されて議案書というふうなものについては、議案書の中でも予算書、予算書は閲覧できるんです。誰でも。そうすると建設関連の新聞屋さん、雑誌社、そういったものが集中して町に対してこういうふうな予算立てたようだけれども、この工事いつ発注するの、どうするのというふうに聞いてくるんですよ。大体いつごろですよと話をすると、それをもとに、例えば建設新聞、具体的に話をすると建設新聞だとかそういった類いの媒体が次に業者向けに広告するので、我々のアクションとしてはホームページというふうな手法をとりますけれども、業者に対する広報はホームページ以外にもいろいろな場面で伝わっているというふうに捉えていただければというふうに思います。

6番（高橋眞理子君）はい。そういうことをお聞きしますと、たくさんの事業者がこれを閲覧したといいましょうか、見たというふうに捉えてよろしいんですね。としますと、やはり今回はコロナ禍ということにおいて、いろいろな事情も建設会社さんのほうでも中止したり、中止といいましょうか、工事を中止したりとか、その辺の状況もあつたりした関係もありましての今回1社だけだったということも考えられるのでしょうか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）閲覧、閲覧というのは、要はこの工事の中身がどういうふうな工事なのかというふうなものが閲覧、工事がありますよというふうなものを確認したのについては、通常閲覧とは言わない。一旦目に留まって業者としては興味を持って、じゃこの工事参加しようかというふうなことで、そこから始める次のステップが閲覧になってきますので、ちょっとコロナ禍の話が出ましたけれども、これは直接その業者云々かんぬんというふうなもの和我々はやり取りできませんので、当然できませんので、参考までになんですけれども、直売所を建てたときに、直売所を建設したときは入札に4社入りました。直接電話して入札に参加してくださいと我々の立場では絶対言えませんから、ただ少なくともそういった業者は興味を持ってくれるのかなというふうに思っただけなんです。ただ、その業者については、残念ながらほかで大きな建屋工事というふうなものを請け負っているというふうなものも情報として持っていましたし、あと一般的に、これ建設業界一般的な話なんですけれども、特に大きな会社に関しては、コロナだけではなくて昨年の台風19号及び10月25日の豪雨の関係の請け負った工事が当然のことながら年度内に完結せず、翌年度に繰越しになっているというふうなのが相当あると聞いています。そこにあってコロナがあつて、企業はやはり従業員を在宅での仕事だなんだってなってくると、こういった入札だとか事務に係る人を割くのもなかなか厳しいというふうな、一般的な話ですけれども、それは多方面からは伺っていました。はい。以上です。

6番（高橋眞理子君）ただいまの課長のご説明で私の先ほどの質問、言葉足らずだったんですけども、そういう意味は私も承知した上での質問でした。了解いたしました。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。ホームページということでも1件しか閲覧、90数社がある中で1件

しか閲覧できなかったというのは、そういうことはちょっと分析はしているんでしょうか。そして高止まりでのこの入札という部分、その辺についてはどのようにお考えでいられますか。おられますか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい。入札で閲覧をした時点で1社しか申し出のなかったものについて、どのように分析したかということですよ。それは今高橋眞理子議員にもお話しさせていただいたとおり、昨年度からの工事の、何ていうんでしょう、翌年度への繰越しというふうな工事が世の中に相当あるというふうなものだとか、コロナの関係で企業としてもう身動きがなかなかとれなかったというふうな話を2、3の業者からは聞いておりましたので、それがこういった結果につながったのかなというふうに捉えております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。90何社の中で1社のみということは、普通は私は常識的にでもコロナ的な部分も、コロナ禍というふうなところもあり、災害というところもある中でなんですけれども、1社という部分については、そして高止まりになるというのはわかり切ってるの多分今回の入札に押し切りだったと思うんですけれども、その辺については町長はどのように考えてここまで来たんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。入札そのものは私関知関与していませんのであれですけれども、一般論で言うならば事業の早期発注ということで、それぞれの案件、予定している完成、完工期日ですね、これに向けてというふうなことになろうかなというふうに思います。そして今回の飲食店の施設については、当初から、事業費を予算化する以前からの説明のとおり来年の1月早々にはというふうなお話をしてきたところでございますし、あるいは災害絡みについては、この前の一般質問でもお答えしたとおり、町としても早期の復旧というふうな観点で進めてきているというふうなことがあるということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい。今のことについて、もう一度指名委員会の委員長であります副町長、どのように捉えてこのような条件の入札に至ったのか。その辺のことも慎重審議をしてここに至ったと思うんですけれども、その辺について詳しく説明をお願いします。

副町長（菅野寛俊君）議長。はい。これまで担当課長が説明してまいったとおり、指名委員会の中ではこれまで数多くの建築工事、町で発注してきた中で、今回におきましても、その条件の在り方については、担当課からの提案をもとに、これまでの発注内容と照らし合わせて、これまで町で設けました基準に合致する内容で今回も入札を執行するという内容でございますので、当然ながら委員会の中でも今回の条件付一般競争入札を執行するということについては、承知されたところでございます。

先ほど来の閲覧の状況については、先ほど担当課長のほうから説明ありましたとおり、ホームページ上では公表、公開している。ただ、実際見たら、できれば担当課のほうにご連絡というところもあったんでしょうけれども、どこまでの企業の皆様が中身を見ていただいて、その回答をしてくれたのかというところについては、先ほどの担当課長の回答のとおり、結果1社であったという事実が今あると。

高止まりになるということについては、先ほど来からのお話の中で、どうしても条件付一般競争入札の公告の中では予定価格を事前公表しているということ、結果1社の応札という場面になったときには、その企業様のほうの考えによって応札の金額がどうしても結果として出ておるというところになってしまいうのかなということに理解している

ところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。指名委員会において条件付き、そして指名競争という部分があるんですけども、その辺についてもきちっと審議をされて今回の一般というふうなことに踏み切ったと思うんですけども、その辺についての予想されるようなものという部分については、審議はなされたのでしょうか。

副町長（菅野寛俊君）はい。まず一般競争で行うべきか指名競争で行うべきかについては、建築工事については、これまでも1億円内の工事については、条件付一般競争入札で執行してきた町の流れがございますので、その内容の条件についても、それに照らし合わせて審議してきたというところがございます。

ただ、手続上そのような形で町としてはこれまで同様な進め方をしておりまして、今回残念ながら結果として1社ではあったというものの、先ほど来ご説明していたとおり、公告するというこの事実が、その段階で広く参加意欲のある業者様に向けては情報を提供しているということでは競争性は確保されているということになるということがうたわれておりますので、町としてはそのような対応にさせていただいたというところがございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。質疑なしでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第35号令和2年度 交流請1号 山元町農水産物直売所飲食施設建築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで、換気のため暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時05分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。それでは、議案第36号令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案の概要につきましては、

配布資料No. 4に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに提案理由でございますが、山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の締結に当たり地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

初めに、1の契約の目的については、記載のとおりでございます。

2の契約の方法については条件付一般競争入札で、参加業者及び入札結果については裏面に記載のとおりでございます。

3の契約金額については2億3,100万円で、落札率といたしましては99.19%でございました。

4の契約の相手方については、仙台市の株式会社加賀田組東北支店でございます。

6の工事の概要については、敷地造成工のほか記載のとおりでございます。

最後に、7の工期については令和3年3月26日までとなります。

以上、議案第36号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番大和晴美君。

4番（大和晴美君）はい。条件付一般競争入札の執行調書が載っておりまして、競争性は働いていると思うんですが、失格になった業者も結構高いパーセントで失格になっているということで、この最低制限価格と予定価格との間なんですけれども、先日参考資料も頂いたんですが、そのパーセントというのは工事の種類によって決められていくということでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。最低制限価格の設定につきましては、ある一定の算定式というものがございまして、それに係数を掛けて当てはめていくということでございます。その中身につきましては、こちらについては公表しておりませんが、先ほど申し上げましたように一定のそれぞれの係数を掛けて計算をして出しているというものでございます。

4番（大和晴美君）はい。お聞きしたかったのは、今回はグラウンドの拡張・改修工事ということだったんですけれども、例えば庁舎の場合と比べて最低制限価格ですね、そのパーセントというものが一般的に工事の種類によって設定されているというふうなものではないのでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。工事の種類というものというよりも、例えば工事費ですとか間接費とか、そういったものによって、その係数というんですか、そういったものが掛かってくる部分も異なっておりますので、土木工事ですとか、あるいは建設工事、それぞれかかってくる経費というものが変わっておりますので、それによりまして最低制限価格自体も工事の種類によって変わってくるというものはございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ありませんか。

5番（渡邊千恵美君）はい、5番。最低基準を上回ったのは7社のうち、これを見ると1社のみということなんですけど、この価格の設定に問題はなかったかお聞きします。最低制限価格の設定。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。最低制限価格につきましては、先ほどもちょっとご説明申し上げましたとおり、ある一定の係数を掛けて機械的に算出されるものでございませ

て、こちらにつきましては、最近の傾向といたしまして国のほうで使われています最低制限価格のモデルにつきましても、次第に高くなってきているというような状況はございますけれども、町につきましてもそれぞれ独自に算定式等採用しているわけもございますけれども、そうした国の動向等踏まえながら、それぞれ算定式のほう各自見直し等進めてやってきているということでございまして、特に問題というものはございません。

5番（渡邊千恵美君）はい。先ほど同僚議員も地元の業者のことをお話しされておりましたけれども、やはりこのコロナ禍で今大変なときに地元の業者が入札しやすいように、その部分を分けて入札しやすい方法など考えられなかったのかお聞きしたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。確かに地元業者というところは強く意識しているところなんです。今回の工事については、ご覧のとおり一定規模以上、いわゆる大規模な工事ということで、こういった大規模工事を町が入札に付す場合については、例えば過去の入札の実例とか、あるいは県の取組の考え方とか、そういったところと整合性を図りながら発注するということになりますので、今回はその視点で入札手続を進めさせていただいております。

ただ、地元の方がその中で実際に雇用という形で事業に携われるかどうかに関しては、今後その業者が決定されれば協議という、そういう段階で町側から話をすることは十分に可能であると認識してございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。はい。

1番（伊藤貞悦君）何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、第1点、この町民グラウンドの用途についてですが、消防演習や避難のための駐車場というふうなことを考えて多目的に使えるような町民グラウンドというふうな捉え方でいいのかどうか。そこから確認をしながら前に進めていければと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

今、伊藤議員ご質問あったとおり多目的に使えるように、要はその汎用性が広がるように設計段階から工夫をして進めてまいりました。以上でございます。

1番（伊藤貞悦君）はい。6番の工事の概要を見ますと、この工事は今回の契約は第1期工事で、第2期、第3期と続いていくのか、これで終結なのか、そのことについてはいかがでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今は第1期といいますか、元々の第1期に関しては、前にも予算審査特別委員会の現地調査を含めてご説明をしておりましたが、仮設住宅があって、そこからグラウンド機能を復元したということが第1期という捉え方をしたときに、今回は敷地をフルに活用して拡張するという意味では第2期です。今後考えられる部分に関しましては、ちょうどその入り口から入ったところに基礎のしっかりした倉庫が建っていますが、あれはまだ耐用年数が十分残っているということで、引き続き行政目的で利用する予定でございます。ただ、それも老朽化が進んでいくということが将来的には想定されますので、そういったときにはあれを撤去して駐車場として拡張するところを第3期工事ということで考えています。

なお、前にも伊藤議員がご質問いただいている体育文化センターの関係についても、グラウンドの機能ではないんですが、体育施設という広い意味での捉え方をすれば、そういった体育館も含めて将来構想を踏まえて今回は工事に着手していると。契約の事務を進めているということでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。6 番の工事の概要を見ますと暗渠については工事がなされていません。それから U 字溝を含めた排水計画というか、排水の工事についても入っていないわけですが、そのことは今後そういうふうな方向で第 5 期、第 6 期と進んでいくのかどうか、その辺についてお伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ここの概要の表現としては確かに暗渠という言葉は出てきておりませんが、グラウンドを拡張する部分については排水対策は必須でございますので、そういった側溝の敷設も含めて今回の工事の設計の中に盛り込んでございます。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。プラス、実はあそこに体育館があるわけですが、体育館が一番まずいのは何かというと、体育館の床に防じん、防砂、砂が舞い降りて、それをシューズ等で滑らせて床を削るのが一番悪いわけですね。そういうふうな対策をやはりグラウンドにはしなければならぬと私は考えているわけですが、この工事の概要の中には、その防じん、防砂の、いわゆる防球ネットはここに明示してありますが、砂対策については何も明示されていないので、私はこの後の工事の計画はあるのかというふうにお伺いしているんですが、その辺のことについては対策は考えているのかどうかお伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。第 1 期工事という表現で最初に仮設住宅を撤去してグラウンドに復元した、その復元の土木工事の中で、その表層については実は風で飛ばされにくいという材質のものを盛り込んで今一般の方に利用していただいています。競技団体の方には非常に使いやすいということで喜んでいただいているのが事実です。今回拡張する部分に関しても、競技団体の意見をそうやって踏まえながら一定の機能を維持できるように、均一性を図れるように工事を進めていきたいと思えますし、設計の中にもそのようなことで内容は盛り込んでございます。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。近代的な施工がされているというふうな説明でございますが、実は年数たつて劣化して表層、表土がどうしても風で飛ばされて、あの町民グラウンドの周辺をお考えいただければ病院があり住宅がありというふうなことを考えると、絶対周辺のフェンスのところには最低 1 メーターのフェンス上の内側にネットをしていかないと将来必ず苦情が来る。洗濯物が汚れるとか、私もいろんなところでそういうふうな経験をしてきているわけですが、そういうふうなこともお考えいただきたいと。今後配慮していただきたいと。

同時に、避難のための駐車場を考えているのであれば誘導とか夜間照明というふうなことも今後第 5 期、第 6 期の工事をするようなときのために十分考えていただいて対処していただければというふうな意味で話をしております。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今、伊藤議員からは大変貴重なご意見を頂きましたので、質問というよりはそういったことが肝要であるという理解のもとで実際に今後工事の協議など進めていきますから、どこまでできるのかというのを踏まえながら、やはり関係団体のみならず今言われた周辺の病院とか、あるいは支援学校等もございまして、そういったところを中心に情報を共有して、いい形で工事を進め、共用開始につなげていきたいと考えてございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

1 1 番（菊地康彦君）はい。今回 2 つの議案、契約議案あるんですが、どちらも落札率が高いということが懸念されて一つは解消されたわけですが、今回の工事も 99.19 というこ

とで、先ほど同僚議員もお話ししたように結論から言えば入札予定価格高いんじゃないかと。設定が高いんじゃないかなと。その理由として難易度ということで大規模工事という話もあったんですが、難易度からすればそんなに大きくないんじゃないかなと簡単に思っちゃうわけです。過去の落札している事案を見ても80%台で落札されている例が多いです。これは単純に言ってるだけで中身が違うかと思えます。ただ、近年の中で坂元小学校の校庭改良についても80%、80.26ということで落札になっておるわけです。その観点から、今回は難易度だったりが高いのか、今伊藤議員言われてるように地盤に関しては暗渠とか、そういうのがないような話なので、そうすると余りちょっと高いんじゃないかというふうに思うんですが、この辺いかがでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。その難易度という部分に関しては現課である生涯学習課ですので、私のほうから回答させていただきますと、あくまでこのグラウンドの整備については特殊な技術を要するとか、そういったところの工事の捉えではなくて一般的な土木工事ということで捉えてございます。その範囲の中で整備ができるということを前提にこれまで入札の手続を進めてございます。以上です。

11番（菊地康彦君）はい。先ほどの案件だと技術なもの、専門的なものもあるので高くというふうなことも理解するんですが、そういうふうに難易度が一般的となると、この辺のちょっと逆算で、私ね、個人的にやると87%でも失格になってる状況、そうすると落札したのは99.19ということで、もうかなりの差あって、ほとんどがこの80%台で失格というような状況になるわけですが、この辺は我々もちゃんと理解できないとこの事案につきましては判断に苦慮するんですが、それを理解できるような説明を求めたいと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。最低制限価格につきましては、先ほどもちょっとご説明を申し上げたところでございますが、一定のルールに従いまして機械的に算出されるものであるということでございます。したがって、今回の事案につきましては、先ほどお話しありましたとおり80数%でも失格になっているというような事情はございますけれども、工事工事によりまして一定数掛けた結果、最低制限価格がどのような割合になるかというのはちょっと変わってくるものがございますので、今回のケースにつきましては、そういった結果になってしまったところではございますけれども、先ほど来申し上げましたとおり機械的に出てきているものでございますので、その点についてはご理解を頂きたいというふうに思っております。

11番（菊地康彦君）はい。先ほど事例をちょっとお話ししたんですが、過去の落札事例を見ても確かに90%を超える工事は多いです。ただ、これは復興事業絡みじゃないのかなというふうなこともあって、今回は復興というより町の施設の復旧ということだったので、機械的にと言われると我々どうしようもそこから入っていけないので、それをのむしかないのかなとは思いますが、ただ我々が理解するとすればルールがあって、その工事工事の計算値、そういったルールがこういう結果を生んだということと捉えてよろしいんでしょうか。再度お聞きします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。例えばでございますけれども、最低制限価格につきましては、例えば国のほうで中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルといったようなものがございまして、こういった中である一定の算定式等が示されているところでございますけれども、近年の傾向を見ますと、その算定式で出てくる最低制限価格の設定範囲

といったものが次第に上昇傾向であるというのは確かにございます。こういった事情もありますけれども、町といたしましても、このモデルをそのまま使っているとか、そういうわけではございませんが、そういった上昇傾向であるということを踏まえながら、そういった見直し等も進めているというようなことはございますので、そういった点についてはご理解いただきたいなというふうに思っております。

11番（菊地康彦君）はい。確かに予定価格が少しずつ上がってきているというのは理解はできるんですけども、ちょっと今回の落札を見るとどうしても余りにも差があったものですから、疑うということでもないんですが、懸念を持ってしまうわけです。我々としても結論を出すためには、やはり我々自身が理解して町民にも説明する義務があると思いますが、まだちょっと釈然としないといえますか、ルールと言われるとそこまで我々が入っていけないもんですから納得せざるを得ないのかと思うんですが、この辺について町長、我々がちょっと理解できるようにお話しいただければと思うんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、担当の課長から申し上げたとおりでございます。多分に技術的といえますか、一定の算式があつての話でございますので、私がそれ以上かみ砕いてというのはなかなか難しいところがございます。町としては国なりの、あるいは県なりの動きを踏まえて遺漏のないように、遺憾のないように対応をしてきているというふうなことでございます。

たまたま今回はご懸念のように落札された方と失格された方の中で一番高いパーセンテージを比較すればですね、ちょっと乖離があるなという部分はございますけれども、これもいかんせん入札、応札の結果がたまたまこういうふうに出たというふうなことでございまして、入札の在り方についてはですね、基本的には特段の問題はない中で、残念ながらこういう形になってしまったと、そういうふうにはしか申し上げられないというふうなことでございます。

11番（菊地康彦君）はい。執行部一丸となってこの事業に取り組んでいると思いますし、その過程で入札に関しての不備はないと理解してよろしいですね。はい。

では、最後に、この工事の財源はどのような形になっているのかちょっと確認したいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、先般の先月、5月ですか、議会全員協議会でも同じようなご質問を頂いておりますが、繰り返しになりますが、t o t oの助成金、こちらは約1,700万円を見込んでございます。それから、残りの大部分に関しましては、ほかに補助金とかそういった見込まれる財源が今のところありませんので、より町に有利な地方債ということで過疎債を充当することを想定してございます。以上でございます。

11番（菊地康彦君）全協、ちょっと私いなかったんで重なる質問で大変申し訳ないんですが、このt o t oが1,700万ということなんですが、これはいつまで使えるものなのか。繰越し、3月26が工期とされているんですが、この辺の期限というのはどういうふうになっていますか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

一般的な補助金であれば、例えば事業が3月以降に延びた場合に、その延びた先の年度にその分に見合った補助金を得れるというのが通例なんですけど、この補助金、t o t oの助成金に関しましては、年度内に完了するという、完了した事業費に対して交付さ

れるという条件がありますので、そういう意味からは町の財源を考えていきますと3月31日まで、遅くても、極端に言いますと完了させて、それで今見込んでいる1,700万という助成金を得たいと考えてございます。以上です。

11番（菊地康彦君）今年度内ということなんですが、お金の使い方以前に、そうなるこの工期は3月26を守らなきゃならないということなんですけれども、この辺の工期は大丈夫なんですか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。無理に縮めたり延ばしたりもせずに、標準工期という考え方がありますので、そこで倣っていったときに3月の下旬には完了するという見通しのもとで入札の手続を進めてございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）私聞き逃したかもしれませんけれども、35号同様ですね、これ条件の設定、ちょっとお話しいただきたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。前件と同様に主なものでお話をさせていただきますと、まず県内に本店または支店を有しているということを前提にしながら、経審の総合評点950点以上ということで条件設定をしております。以上です。

10番（阿部 均君）はい。950点以上ということでございまして、もう先ほども申し上げた部分がございますけれども、私の認識では950点の地元の業者は1社もないということですので、もう最初から町内の業者の参入というのは全く頭がないといえますか、そいな部分は考えない設定なのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

一つの基準あるいはルールというものを持って入札手続を全ての事業に対して遂行してございます。今お尋ねの部分に関しては指名登録の、業者の指名登録というのがありまして、その書類上では町内には950点以上の資格を有する土木一式工事というくりの中では1社ございます。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。先ほどの課長の説明の中で大規模工事ではあるが難易度はそんなに高くないという説明がございました。当然ですね、そいな部分ではある一定の要件緩和といえますか、そういうことも可能なのかなと私は思います。そいな部分で亘理町の場合はいろんな工事に際しまして、割合点数等は未公表なんですね。なぜかと申しますと、地域要件というのを設定しているといえますか、設けております。亘理町の場合は地域要件、私もその辺よくまだ調査はしておりませんが、ある一定の地元業者に対する配慮があるのかなと思っております。

そいな部分について、今後ですね、復興事業もなくなっていく中におきまして、当然今後は町の発注工事もぐっと少なくなっていく可能性がございます。そいな部分で今後そういうふうな地域に配慮した、地元で配慮した要件等の設定等を加味した制度に少し変えていくというような考えは町長お持ちではないのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君。基本的な考え方ですので、町長お願いします。

町長（齋藤俊夫君）まず、事業量の関係を現状申せば、ご懸念の部分はあるかもしれませんが、私が承知している範囲では一般質問でも紹介しているとおりでございまして、町内では29年と昨年の台風大雨被害の関係もあつたりしますし、町内で国・県の仕事も動いておると。あるいは隣の角田丸森での台風被害等も町外、隣接としてはあるという

ような中で相当町内の建設業者の方々も相当の件数を抱えられて、その調整にご苦労されているというふうに理解はするところでございますし、町としてもこれからの町内の事業を推しはかったときには、いまいますぐに事業量が減ずるといふような状況にはないのかなど。例えば今後どういう解析結果で、どういう排水対策を講じることになるかという部分はあるんですが、あるいは排水不良箇所、3地区ですね、これの今後の展開なども当然視野に入ってくるわけでございますし、国道から上の排水関係、あるいはため池の関係等々やらなくちゃ、やりたい案件はまだまだ私はあるというふうに捉えているところでございます。ですから、そういう中で地元の皆様に活躍していただける事業量、ボリュームというのは今後も一定期間は確保できるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。全体としては膨大な復旧復興業務が終息に向かう中で大きな流れは議員ご指摘のとおりだというふうに思いますけれども、今後も一定期間は一定の事業量が発生するというふうに私は見込んでおります。

いずれにしても、肝心なのは一般質問でも言ってますとおり時と場所とTPOに応じた柔軟な対応を心がけていくということが求められるわけでございますので、その辺は議会の皆様との思いを共有しながら対応していかなくちゃいけないというふうに思うところでございます。

10番（阿部 均君）ただいま私なぜそういうふうなことを申し上げたかと申しますと、個々の入札の参加業者ありますけれども、亘理町から参加している業者さんも、下から4番目までは亘理町さんから参加している業者さんであると。それは何を言わんとしているかと申し上げますと、難易度、大規模であるが難易度は高くない。それからその部分からいろいろあれしますと、当然今はきちとした工事の積算なり、いろいろな部分、工事費の算定ありまして、誰が算定しても同じ、もうほぼ同じ金額が出てくる。あとは諸経費ですね、諸経費の取り方によって全く工事費が変わってくるというのが今の現状らしいです。

そういうふうなことから、ここからなぜ、そういうふうな部分で見えてくるのは、地元の業者さんならば、ある一定の価格が低価格帯でもやれると。当然経費、かかる経費は地元の業者の場合は何も、いろいろな部分で経費削減が可能でありますので、当然入札率も低くなっていくという部分がございます。

あと、先ほどの企画財政課長、国のガイドラインに従って一定の最低制限価格を算出しているというお話でございます。当然いろいろな部分で震災絡み、いろいろな部分で、国のガイドラインもある一定の高い、あとはその工事費も膨大な金額でございましたので、当然大きな会社でないといけないというような部分で、そういうような最低制限価格の算定様式そのものが少し現状に合わなくなっているのではないかと私は思うんですが、その辺についてはどうなんでしょう。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、最低制限価格そのものを導入している、その理由ということで、ご案内のこととは思いますけれども、手抜き工事ですとか下請業者へのしわ寄せですとか、あと労働条件の悪化ですとか安全対策の不徹底等、そういったことで適正な施工が行われないことが懸念されるということで最低制限価格が設けられているというような実情がございます。そのような中で、国からでございますけれども平成31年3月29日付で国から通知があった中で中央公契連モデルですとか国土交通省あたりでそういった最低制限価格の見直しを行ったところでございますし、そういった見

直しを踏まえて各自治体においても、こちらについては裁量によりますけれども、こういった改正の動向というものを踏まえながら見直しをしていってほしいといった要請もございますので、町といたしましても、こういった全国的な動き、そういったものを踏まえながら適宜見直しを行っているということでございます。以上でございます。

10番(阿部 均君)今は当然ほとんどの自治体で最低制限価格制度を導入しているといえますか、それに基づいて入札をやっているという部分がございます。全てこれ最低制限価格制度、必ず設けなければならないという決まりはございません。最低制限価格制度、もしくは最低制限価格調査制度というもう一つの制度がございます。そいな部分で、それは学経の委員、学識経験者2名以上そこにきちっと配置すれば調査方式という部分がございます。ただ、調査方式に移行した場合は少し発注者よりも受注者側の作業が煩雑になるという弊害があるということも言われておりますが、ただそうすると、その調査制度に移行しますとある程度の価格の抑制にもつながると。調査して、この会社が最低制限価格、これを設定しておつたと仮定しても、それを下回っても必ずこれが履行できるかどうかを調査するというところでございますので、そういうふうな部分で最低制限価格は非常に安易といえますか、我々からすれば非常に手軽な制度であると。それをやっていたら最低制限価格だから失格になったんですよと説明が非常に簡単だと、そういうふうな部分があるんですが、そういうふうな最低制限価格調査制度と2つあるんですが、そういうふうな調査制度も併用したような方向に今後本町では移行する考えはないのかどうか。そうするとある程度非常に抑制されると、落札率が抑制される効果もあると言われておりますので、その辺については。

町 長(齋藤俊夫君)はい。議員ご懸念、あるいはお調べになった上での話をるる頂戴いたしましたけれども、ご案内のとおり入札制度につきましては、これまで全国的にもいろんなケースがある中で公正、公明正大にというふうな、そういうふうなことを重視した制度が、折々見直しをされて現在に至ってるわけでございます。

まずこのことを改めて確認をさせていただきたいというふうなことでございますし、それと相当以前の話になるかもしれませんが、職員の採用にしてもしかり、あるいは入札にしてもしかりですね、当該地域だけから職員を採用するとか、当該地域の登録業者さんだけ指名するとか、これは今できない世の中でございます。特に入札関係なんかは現に具体の判例も出ております。議員のお気持ちは十分わかるわけでございますけれども、山元町だけが応用編をやるとするのは、逆にこれまで構築してきた入札制度を超えてということになると、逆にいろんな面がそこに出てくる可能性は私はあるんじゃないかなと。ひいては私などもいろんな目でというふうなこともなりかねませんので、ここは慎重にやらないとまずいだろうというふうに思います。

要は職員の採用にしても入札制度にしても、今全国的な中で一元的にやられている仕組み、制度でございますので、限りなくそれを尊重し、制度を理解しながらお互いに対応していきませんとうまくなかないのかなというふうに考えているところでございます。ご提案、ご懸念はそれはそれとして私も理解できないわけではございませんけれども、そういうことでご理解を賜ればというふうに思います。

10番(阿部 均君)はい。町長のお話のとおりでございます。当然入札の透明性、公正性、競争性をきちっと担保しながらですね、今後町内の業者がきちっと制度を遵守しながら、コンプライアンスなりいろいろな部分を、法令順守をしながら、きちっと町内の業者が

参入しやすいような環境づくりに今後より一層努力することを求めまして私の質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。今示されている、皆さんからも出ていましたけれども、最低制限価格の算定、問題があるのではないかという私も非常に大きく感じます。先ほど同僚議員からも出ていましたけれども、ある事業では80%、今回約88%でも落札できていないというふうな状況からしますと、今までの落札率から考えると非常に大きな乖離が出ているのではないかというふうに思います。80%で計算をしますと、この99.17%、約4,000万、4,500万近い金額が減額できるというふうに私は思うんですね。そういうことからしたならば、やはり競争原理をきちっと働かせて、そして最低制限価格のことをきちっと考えれば、片方は80%でもオッケ、片方は88%、それでもだめというのは本当に私は疑問を感じます。そういうことについて、町長どのようにお考えでしょうか。俺は、さっき関係ねえよって言ったんですけども、最終的に価格を入れるのは事務的なものでも何でも最終的には町の執行部の長だと私は思っているんですが、その辺についてご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）先ほど申し上げた趣旨は、いわゆる指名委員会までの運びについては、私は関与、関知できない今の制度になっているというふうな趣旨で申し上げたつもりでございます。その指名委員会が終わって具体的に入札という段階に入って、ただ入札調書、いわゆる価格入れですね、この調書には私が自ら判こを押しますから、その限りにおいては、当然議員が思っているような私としての関わり、何かあればの関係は当然そこには出てくると、そういうふうな分けた中で捉えていただければありがたいということでございます。

そして具体的に応札結果、今回のこの36号議案については、先ほどもいろいろお答えをそれぞれの立場から担当課長なり私がお答えしてきたとおりでございまして、結果は確かに何かこうすっきりしないような、そういう側面はございますけれども、あくまでこれは結果でございますので、我々としては一定のルールにのっての条件を設定し、価格を設定し、応札をしていただいたというふうなことでございますので、そういうようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。いいですか。質疑なしでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。（「はい、議長」の声あり）反対討論ということですね。

9番岩佐孝子君、登壇願います。

9番（岩佐孝子君）はい。今日も2件の入札の契約の提案がありました。私は非常に疑問を持っているのは、競争原理を図るということでの一般入札というふうなことで大きく期待をしてました。ところが前回のは100%、今回は99.19%、高落札です。前回別な事業のときには80%、今回は99.19%、落札率からしても大きな乖離を感じます。最低制限価格の設定に問題があるということが1つ。

2つ目、先ほども申しました競争原理の機能はしていない、そういうふうに私は感じ

ております。そして、皆さんから出ておりました地元業者育成、それがやはり大事ではないかと思えます。やはり地域の中で経済の活性化を図るということであれば地元の人たちを育成していく、それが私は大きく作用、これからのまちづくりにも大きく作用してくるものだと思います。

そういうことから反対をいたします。以上です。

---

議長（岩佐哲也君）次に本案に賛成者の発言を許します。賛成者、討論ありませんか。

7番竹内和彦君、登壇願います。

7番（竹内和彦君）はい。賛成の立場から討論いたします。

今回のこの第36号の入札の件は、去る5月22日に条件付一般競争入札ということが行われまして、そして落札業者が決まったということでありまして。

ただ、この落札率が問題でありまして、この件は99.19%という落札したということでありまして、この入札は結果的には競争性が働かなかったということが言えると思えます。しかし、この入札はきちっとルールに従い条件付一般競争入札が行われたというのであれば、不本意ではあるが、これは認めざるを得ないということでありまして。仮にこの結果を認めないということが入札結果を反故にしたとなれば、これまた大きな問題となります。入札制度そのものが信頼を失うということになるかと思えます。場合によっては落札業者から訴訟を起こされても仕方ないということになるかもしれません。さらに入札をやり直し、再入札となれば相当の時間を要することになります。

以上のことから、今回の入札は制度に問題ありと。優先すべきは今の入札制度を早急に改善、是正し、競争性を確保する仕組みが必要ではないかと思えます。よって、今回の入札結果は不本意であるが認めざるを得ないと。

つきましては、この議案第36号には賛成するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に反対者の討論発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）ほかに賛成者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで討論を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第36号令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐哲也君）賛成多数。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時30分、1時30分とします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時30分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第5．議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは議案第37号土地の取得についてご説明申し上げます。配布資料No.5議案の概要をお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、防災集団移転促進事業における移転促進区域内の宅地を取得するに当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

- 1番、取得の目的については記載のとおりでございます。
  - 2番、所在地に関しても記載のとおりとなります。
  - 3、数量でございますが、1万3,254.47平方メートルでございます。
  - 4、取得価格でございますが、7,558万6,876円となります。
  - 5、契約の相手方については記載のとおりとなります。
- 1枚めぐりまして、用地取得位置図をご覧ください。

取得する土地の場所でございますけれども、中央やや右側に取得する箇所を丸をつけておりまして、坂元字新代地内及び切立地内となります。筆数が合計5筆となります。場所でございますけれども、この2つの丸の間を通る縦線が今の県道相馬亘理線でございます。戸花川のやや北側に位置しております。

取得単価でございますけれども、字新代地内が平成4,500円、字切立地内が平米6,000円となっております。この単価の設定根拠でございますけれども、この防災集団移転促進事業における買取りにおいて対象地域内を25ブロックに分けて、それぞれで標準的な単価を設定しております。その標準的な単価に場所、形や道路との設道状況等を加味してこのような金額となっております。

数量及び取得価格については、先ほどご説明したとおりでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

10番阿部 均君。

10番（阿部 均君）はい。この土地の取得でございますけれども、防災集団移転事業ということでございます。なぜこのように遅れて、案件だけが遅れてしまったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。何点かございますけれども、一つの理由といたしましては、この買取りの対象の土地の一角に慰霊碑ございまして、買取りの条件として、そちらを分筆した上での買取りということで整理しておりました。それらの手続に時間を要したため、この時期となったものでございます。

10番（阿部 均君）単価は先ほど課長から説明を受けました。全くこれは近隣の、あそこたしかあの辺はある程度の住宅が密集したと、していたという経緯がありました。ほとんど宅

地だったのかなと思いますけれども、あの隣接地等との単価は全く変わらないということで認識してよろしいのでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。単価については変わりございません。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。25ブロックということで大分買取りも進んでおりますことは職員の皆さんが一生懸命尽力なさってくださいということで敬意を表したいと思います。それで現在残地ですが、筆数とか面積がわかれば教えてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。現在買取りの対象地でございますけれども、申し出がございました筆数でございますが、2,629筆ございまして、そのうち買取りを行いましたのが2,527筆となっております。買取り済みの率といたしましては96.1%という状況でございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ここまで来たということでは本当に頑張ってもらっているということを感じていますが、最終的にはいつ頃までに全て買取りの予定でしょうか。その辺についても確認させてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。買取りにつきましては、まず平成30年9月30日までに買取りの希望申し出があったものにつきまして買取りをいたしております。買取りの手続等につきましては、令和2年3月31日、この日をもって終了いたしております。その後4月に買取り終了のお知らせを行っているところでございまして、こちらの1.6%、残りのものにつきましては権利関係等によりまして買取りができなかったということで、事業につきましては終了したということでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。買取り終了ということであれば、その残地はどのような処理をしているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐哲也君）ちょっと今の議題に載ってる案件とはちょっとずれますので、それは別途の機会にさせていただきませんか。これは今提案されている議題の中での質疑……（発言者あり）これはこれの、議案第37号は現在の土地についての議案、買取り額これでいいかどうかということの議案になっておるんです。視点を変えて議論、質疑願います。よろしいですか。

ほかに。

9番（岩佐孝子君）そうしますと、ここはもう全てこの方の部分は終わりということで考えてよろしいんですか。全ての買取りは終わりですね。この方の分については、そういうふうを受け取ってよろしいんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。買取りについては終了したということでございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第37号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6、議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。では、議案第38号についてご説明いたします。配布資料No. 6 議案の概要をお手元に準備いただければと思います。

まず、提案理由でございますけれども、新浜地区企業誘致事業に伴う用地売却する域内に含まれる路線を廃止するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、内容でございます。

今回廃止を提案する路線は3路線ございまして、整理番号1番が町道4211号新浜団地1号線、延長については658.06メートル。2番目が421号新浜団地2号線、延長670.64メートル。3番目が4213号新浜団地3号線、149.61メートルとなっております。終点については記載のとおりとなります。

1枚めぐりまして、廃止路線図をご覧くださいと思います。

今回提案している3路線載ってございますけれども、1番の新浜団地1号線が団地内の西側を南北に走る道路でございます。2番目の新浜団地2号線は団地内の中央やや東寄りを南北に走る路線、そして3番目の3号線が県道側から団地に入りまして真っすぐ東西のほうに延びる路線となっております。

議案第38号の説明については、以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第38号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7．議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第39号令和2年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ7億105万9,000円を追加し、総額を133億9,357万3,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書の9ページをお開き願います。

初めに、第1款議会費第1項議会費第1目議会費でございます。議会からコロナ感染症対策に係る町独自の各種支援等の財源確保のため減額補正の申し出のございました調査研修旅費184万7,000円を減額するものでございます。

次に、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費といたしまして1億7,666万3,000円を計上しております。こちらは役場構内において車両と歩行者が錯綜する危険な状態や各文化施設における建築基準法が指摘する接道要件等の課題を解消するために実施する役場構内整備工事に要する経費でございます。

次に、第6目企画費といたしまして503万8,000円を計上しております。このうち被災地域交流拠点施設整備事業補助金273万8,000円につきましては、磯、中浜、牛橋の各行政区が実施する地域の交流活動を支援するものでございます。財源は全額県支出金でございます。

また、コミュニティー助成事業補助金230万円につきましては、中山区において地域コミュニティー創出世代間交流館等の充実を図るため区民会館に設置する備品の整備を支援するものでございます。財源は全額諸収入となっております。

次に、第21目山下地域交流センター費といたしまして70万円を計上しております。こちらはコロナ感染症対策のため在宅で過ごされる時間を有意義に過ごしていただくことを目的に山下地域交流センターの蔵書充実を図るためのものでございます。

次に、同じく総務費第2項徴税费第2目賦課徴収費といたしまして51万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大防止の一環といたしまして町のホームページ上から個人住民税申告書の作成を可能にすることで従来町の申告会場で行っていた申告書の作成を自宅等で可能にするためのシステム導入を図るものでございます。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費でございますが、5,308万円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症緊急経済対策により実施した特別定額給付金の申請者に対し、町独自の支援策といたしまして1世帯当たり1万円を給付することにより家計への支援を行うもの、さらに昨年度実施いたしましたプレミアム付商品券補助金について、額が確定したことに伴い国に返還するものでございます。

10ページでございますが、同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては1,629万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、町独自の支援策としてひとり親世帯に対して児童扶養手当受給児童1人につき1万円を給付するひとり親世帯生活支援金、さらに高校生までの子供がいる子育て

て世帯に対して子供1人につき1万円を給付する子育て世帯生活支援金に要する経費でございます。

次に、第3目保育所費につきましては156万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、保育所におけるコロナ感染症拡大防止と予防に備えマスクやアルコール消毒液などの衛生用品等を購入するための経費、さらにコロナ感染症拡大防止のため保育所の登所自粛を要請した期間の令和元年度分の保育料を還付するものでございます。衛生用品等を購入する経費に係る財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、第5目学童保育施設費及び第6目児童館費につきましては、児童クラブや児童館におけるコロナ感染症拡大防止と予防に備え、マスクやアルコール消毒液などの衛生用品等を購入するための経費でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第4目母子保健費につきましては、子育て世帯包括支援センターにおけるコロナ感染症拡大防止と予防に備え、マスクやアルコール消毒液などの衛生用品等を購入するための経費でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

11ページをお開き願います。

第7目健康増進費につきましては78万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大防止のため自粛生活が続く、閉じ籠もりのリスクが高くなったひとり暮らしの高齢者に対し、認知症予防のため定期的に花卉を持って訪問し、体調確認を行うものでございます。

次に、第9目上水道管理費につきましては3,700万円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大防止のため在宅勤務や外出自粛を余儀なくされた住民生活の支援策として家庭用の水道基本料金を4か月間減免するため水道事業会計に補助するものでございます。財源は一部国庫支出金でございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございますが、1億3,551万8,000円を計上しております。このうち、いちご産地拡大形成施設整備事業補助金につきましては、コロナ感染症緊急経済対策として創設された国産農畜産物供給力強靱化対策事業補助金を活用し、持続可能ないちご産地の形成に資するため株式会社やまもとファームみらい野が実施するいちご産地拡大形成施設の整備事業を支援するものでございます。財源は国庫支出金及び県支出金でございます。

次に、農林水産業持続化支援事業支援金につきましては、コロナ感染症拡大により事業収入が減少している農林水産業者に対し、支援金を給付し、農林水産業の下支えと再起を支援するものでございます。

次に、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費でございますが、1,885万6,000円を計上しております。このうち、地域産業持続化支援事業支援金につきましては、コロナ感染症拡大により売上げが減少している中小事業者等に対し、支援金を給付し、地域経済を支える中小事業者の事業継続を支えるとともに地域経済の好循環を図るものでございます。

次に、飲食店テイクアウト等支援事業支援金につきましては、コロナ感染症拡大の影響を受け、テイクアウト等の新たな業態に取り組む飲食店の支援を行うものでございます。財源は国庫支出金でございます。

次に、山元町商業共同組合商品券循環事業補助金につきましては、コロナ感染症拡大の影響を受けている地域商業の活性化や家計の支援、未利用商品券の利用促進等を目的として期間を限定し、地域共通商品券、まごころ商品券の割増し利用を可能とする事業に対して支援を行うものでございます。財源は国庫支出金でございます。

12ページをお開き願います。

第8款土木費第4項住宅費第1目住宅管理費でございますが、92万円を計上しております。こちらにつきましては、町営住宅に残された動産等の処分をするために相続財産管理人を選任するに当たり、必要となる経費でございます。

次に、第9款消防費第1項消防費第4目災害対策費でございますが、1,159万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大防止のため役場庁舎等にサーマルカメラを設置するほか、指定避難所に非接触型体温計や消毒液等の衛生用品等を備蓄するとともに、水害等への備えのため各自主防災会に対し、土のう作製の資材を支給するための経費などでございます。

次に、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございますが、1,623万円を計上しております。このうち、会計年度任用職員に関する費用につきましては、小中学校にスクールサポートスタッフを配置するためのものでございます。

次に、準要保護児童生徒昼食費援助費につきましては、コロナ感染症拡大の影響を受けている準要保護者等に対して学校の臨時休業期間中の昼食代を援助するための経費でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、奨学生緊急支援金給付費につきましては、コロナ感染症拡大による減収で日々の生活に困窮している奨学生に対し、緊急支援金を給付するための経費でございます。

次に、同じく教育費第2項小学校費第1目学校管理費でございますが、1億6,763万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、老朽化した坂元小学校の校舎を改修するための経費、山下小学校及び山下第一小学校の和式トイレを洋式化するための経費でございます。財源は一部を除き国庫支出金と地方債でございます。

13ページでございます。

同じく教育費第3項中学校費第1目学校管理費でございますが、2,702万1,000円を計上しております。このうち、工事請負費については山下中学校の和式トイレを洋式化するための経費でございます。財源は一部を除き国庫支出金と地方債でございます。

そのほか、山下中学校の給食室にアレルギー食対応のスペースを確保するための改修工事に要する経費とそれに関係する備品を購入するための経費を計上しております。

次に、同じく教育費第5項社会教育費でございます。第2目中央公民館費及び第3目坂元公民館費につきましては、それぞれ70万円を計上しておりますが、感染症対策のため在宅で過ごされる時間を有意義に過ごしていただくことを目的に両公民館の蔵書充実を図るための経費でございます。

第4目文化財保護費につきましては、2,208万8,000円を計上しておりますが、町の指定文化財茶室等の整備基本設計及び整備実施設計の業務委託料に要する経費でございます。

14ページをお開き願います。

第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございますが、700万円を計上して

おります。こちらにつきましては、昨年度末で制度が終了する予定でありましたが、被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、制度が1年間延長されたため直近の貸付け実績に基づき所要額を計上しております。財源は全額県支出金でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましては主なものをご説明いたします。議案書は7ページをお開き願います。

初めに、第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

次に第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、コロナ感染症対策に係る町の独自支援に要する経費に充てるなど、最終的な財源調整のため財政調整基金繰入金3億4,445万4,000円の取崩しを増額しております。

8ページをお開き願います。

第21款諸収入でございますが、説明欄でございますコミュニティ助成事業助成金につきましては、先ほどご説明いたしました中山区の区民会館に設置する備品の整備への助成でございます。令和元年度学校臨時休業対策費補助金については、令和2年3月の学校臨時休業に伴う学校給食休止に係るキャンセル料等の経費についての補助でございます。

次に第22款町債でございますが、こちらにつきましては後ほどご説明いたします。

以上が、今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。3ページのほうをお開き願います。

今回、債務負担行為の追加といたしまして山元町学校給食搬送業務委託に要する経費を計上しております。こちらは来年4月の中学校再編に伴い学校給食の調理校が山元中学校1校となり、そこから各小学校へ学校給食を搬送することとなりますが、給食の調理時間や衛生面の観点からトラック2台での搬送が不可欠となり、搬送用トラックの移送に時間を要することから準備期間を設けた上で業務委託をするために債務負担行為を設定するものでございます。

次に、同じく債務負担行為の追加といたしまして山元町指定文化財茶室等整備施設計業務委託に要する経費を計上しております。こちらは茶室等整備基本設計業務の成果をもとに発注する業務であり、令和3年度までの業務期間を要するために債務負担行為を設定するものでございます。

最後に地方債の補正でございます。4ページをお開き願います。

先ほど歳出予算でご説明いたしましたが、過疎対策事業債につきましては、坂元小学校校舎改修工事、小学校トイレ洋式化工事、山下中学校トイレ洋式化工事の財源とするものでございます。

以上が、今回の第2号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。質疑に際しましては資料のページ数款項目を明言してから質疑に入るようお願いいたします。—— 質疑はありませんか。

1 番伊藤貞悦君。

1 番（伊藤貞悦君）はい。12 ページ、10 款 1 項 2 目の中に会計年度任用職員報酬、いわゆる 1、3、4、先ほど説明がございましたが、会計年度任用職員の報酬、これはスクールサポーター制度の導入、小中学校にとありますが、599 万 4,000 円というのは人件費だと思いますが、これは具体的には何人をどのように考えているのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。こちらの予算につきましては、今、伊藤議員からありましたようにスクールサポートスタッフの計上となっております。現在、学校におきましては、このコロナの影響によりまして学校施設の消毒作業等教職員の負担が増えているような状況となっております。また、臨時休業によりまして児童生徒の学習の進捗に個人差が生じているという現状もあります。また、学校ではこれまで受け入れておりました教育ボランティアですとか P T A の協力を得ることが難しくなりましたことから、今回放課後に行っている作業、消毒作業を初めこれまで教員の方々が 1 人で実施してきました印刷業務であるとかデータ入力など、簡易的、機械的な業務をスクールサポートスタッフが担うことによりまして教員が行うべき本来の仕事に傾注できるのではないかとということでの予算計上となっております。

予定としましては、町内の 6 か所の学校にお一人ずつ、7 月に公募をかけまして 8 月から各学校に 1 名の配置を予定いたしております。今回の応募の要件とはいたしません。が、コロナの影響で職を失った方の雇用の場を創出できる可能性もあるかとも考えております。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。8 月から各学校 1 名というふうなことです。学校の規模によっては小学校は 6 学年、1 クラスずつであれば 6 学級、中学校によっては 2 クラス、3 学年で 6 クラスというふうに計算していけば 1 人ずつで間に合うんだらうと思いますが、今ご説明のあったような内容を考えたら本当に 1 人だけで足りるのかどうか、その辺については、教育長はどのようなふうにお考えですか。

教育長（菊池卓郎君）はい。おっしゃるとおり業務量を学校の規模で考えていくと人数に多少があってもいいのかなというふうには思うんですけども、基本的にどの学校にも 1 名ということにして、ただ実際には学校に支援員という別の会計年度の任用職員を入れているんですけども、実際その募集をかけてもなかなか思うように人数が集まらないということもあります。それで基本的には各学校 1 名、逆に人数が思うように集まらない場合には規模の大きな学校を優先に人を入れるというふうを考えているところです。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。先ほどの課長の説明ですと教員がなかなか手の回らないような仕事とか、それから仕事の量が増えるだろうと予想されるようなことをしていただくというふうな、いわゆるサポートなわけですが、そのほかに心のケア等々のことを考えた配慮はしていかなくてよかったのか、そのことについては相談なり協議なりしたのかどうか、そのことについてお話しください。

教育長（菊池卓郎君）はい。一般質問の中にもコロナ禍における学校再開で子供たちの心のケアについて、どのようなふうに対応するかということがありまして、それについてお答えさせていただいたんですけども、子供たちが長い間休業生活、自粛生活をして学校に戻ってくる中でいろんな影響を受けているだろうと。それに対応する対応の仕方としては、基本的に教員が子供をよく見ると。その中でこれまでどおり子供に何か変化なり何か

あれば、第一には担任、それから学校としての対応をします。

ただ、家庭的なことでもいろいろ問題がある場合には教員以外にもスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーがおりますので、そちらとの連携を密にして子供たちのケアを図るということで対応したいと考えております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。もう一つ確認をさせていただきますが、基本的には町費でこの方々をお願いをしても生徒なり児童の指導はでき得るわけではないですね。あくまでもスタッフの補助になると思うんですが、先ほど私が言ったソーシャルワーカーなりカウンセラーなりは直接子供たちや生徒と接することが可能なわけですね。そのような配慮については、どのようになっているのか。

教育長（菊池卓郎君）はい。基本的に子供に指導するという点では、学校という場は教員、担任を中心にした教員がまずその指導者となるべきで、余り子供と関わりない人が何か指導するというのは関係ができませんうちはなかなか難しい、これはご理解いただけることだと思います。子供が何か相談したいという場合に、心の悩みを何か打ち明けたいという場合にスクールカウンセラーは教員と別の立場で話を聞けるようになっています。

それから、スクールソーシャルワーカーなんですけれども、ここ何年間かソーシャルワーカーが大分活躍するようになりました。それはカウンセラーさんは相談に来るのを待つというのが基本的なスタンスで、カウンセラーさんから、誰それ君、来て話ししてってということではないんですね。カウンセラーは対象が子供であったり教員であったり保護者であったり、相談があればそれに応じてカウンセリングをしていく。

ソーシャルワーカーというのは視点がまた別のところにありまして、社会福祉の観点も持っている方、あるいはそういう機関とのつながりも持てる方なんです。ですから、資格が社会福祉士とか別な資格を持っている方です。この方々が学校に入って、教員を通して子供の様子とか家庭の様子を情報共有しながら相談していく中で、特に家庭とはワーカーさんは、スクールソーシャルワーカーは家庭とは直接つながり持つことができます。電話での相談とか、場合によっては面談とか、ここの部分が結構今の現場では大きくて、教員が家庭訪問して親御さんとやり取りするとか、そういうところでない、教員と別の視点でワーカーさんがその家庭のサポートに入ってくれるという形になっていまして、それで簡単に言うと子供が救われるという、そういう案件も少くない状況です。

ですから、この点でのいろんな対応の仕方がありますけれども、これまでとは違った、これまで学校が持っていなかったものを補完的にワーカーさんが今いろいろやってくれていると。非常に有効な存在だと思っております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。昨年度、一昨年度、それから今年度にかけて学校現場、大分いろんなことで変わってきております。特に学校に行きたくないという子供がやはり増えてますし、このコロナの影響でやっぱり3カ月くらい休業が続いて、特に4月で基本的な生活習慣を身につけさせなければならない時期に休業というふうなことで、そういうふうなお子さんが増えているやに聞いております。そういうふうな対策をするときにスクールサポーターだけで本当に事足りるのか。1週間に1回のソーシャルワーカーやスクールカウンセラーで足りるのかというふうなときに、やはり子育てするなら山元町、住むならやっぱり山元町、山元町の次世代の子供を育てていくためには1年なり2年なり町費をかけてでも、そこに力を私は入れていくべきではないかというふうなことで今話を

しているわけですが、町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この案件はいみじくも伊藤議員のご提案を踏まえて、私も思い切って予算要求しなさいというようなことで対応してきたものでございまして、伊藤議員から見ると少し教育委員会、遠慮しているんじゃないかなというふうに思われるかもしれませんが、教育長はいろいろ考えた中で今回の予算要求になったものというふうに思います。

いずれにいたしましても、おかげさまでここまで復興総仕上げという段階に来ておりますので、やはり今後は教育関係、もっともっと力を入れていくべき、そういう局面に入ってきたかなというふうに思っているところでございますので、引き続きのご支援、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

教育長（菊池卓郎君）はい。現状のことでちょっと付け加えてお話しさせていただきますと、今ケアハウスというのを立ち上げて、今2年目になるのかな、やっているんですが、学校に行けない子供たちに対する居場所づくりの一つということで、先ほどのケアという点では学校を中心にした対応を先ほど申し上げたんですけれども、これまでコロナ禍になる前の不登校の子供たちへの対応等については、ケアハウスのほうでも受入れをしまして、よそのケアハウスさんとの比較というのはなかなか言えないんですけれども、私は非常にうまくケアハウスが機能しているなと思っているところです。何人か学校に行けないんだけどケアハウスに通って、最終的には中学校3年生なんですけど、自分で進路を選択して、そちらに進んだという子供たちも少なくありません。

そちらのケアハウスもこれからのコロナによるコロナ禍での不登校、これは今のところははっきりですね、学校始まったばかりなので、この休業期間による影響で子供が学校に行きたくないという話は余り聞いていないんですけれども、もしそういうことがあった場合にはケアハウスの活用ということもあります。その辺も学校と連携して今後もより充実させることはできるんじゃないかなと思っているところです。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい。今回は、この補正予算には計上されておりませんが、保護者がコロナの関係で一番危惧しているのは学力をどういうふうにしていくか、元に戻すかというふうなことだろうと私は考えております。ですので、今後でも構いませんので、防災拠点、両方、空いている教室等々使って、お金を出して予備校の講師を雇ってでも、希望者で構いませんので、空いた時間、余った時間、自分たちの好きな時間を活用して、そこで何コマかつくっておいて希望者に学力の補助のための機会をぜひ考えていただきたいと思いますが、そのようなことを教育長はお考えございますか。

教育長（菊池卓郎君）はい。休業によって失われた授業時間をどういうふうに今後回復させるかということは一般質問で何度かお答えをしてきました。それによって来年3月まで今年度分で学習すべきことをそれぞれの学年、全ての学年終わらせるように学校では努力していきます。それでどうしてもやはり個人差が出てきて、普通に授業やっていっても3カ月間の休業中に子供たちが、それなりにやれた子とそうでない子との差がこれから多分見えてくるんだろうと思います。今日も学校では標準学力調査をして、全学年の学習がどれだけ身につけているかを把握して今後の指導に生かすということで今日調査をやっているところなんですけど、そういう点から見えてくることに対しては、学校でやはり個別に子供たちが見えてきますので、それに対する放課後の補習等をそれぞれ充実させていくと。

それから、これも一般質問でお話ししました、これまで緊急スクールカウンセラー事業ということで学習塾をやっているまなびの森の職員が授業、それから放課後の補充学習、あとはこれまでですと長期休業中の学習会などでもまなびの森の職員が個別に学習指導してくれているんですけども、そのことについては今年度も継続してやりますので、学校だけでなく、夜、ひだまりホールとかおもだか館で時間をとってまなびの森の職員が希望する子供たちに指導できるような態勢は今年度も継続していく予定であります。そういう中で少しでも子供たちにそれぞれ学力を身につけさせるような努力はしていきたいなと考えています。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。そのことについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にもう一点、13 ページ、10 款 2 項の中で 14 節の工事請負費の中で坂元小学校校舎改修工事請負費 1 億 3,000 万が計上されておりますが、この工事の改修の中身について、これまで懸念されてきた雨漏り関係の工事なのかどうなのか、その辺をお話しいただければと思ひます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。坂元小学校の校舎につきましては昭和 55 年、56 年の建物になっておまして、大分老朽化も進んでいるような状況になっております。今回ですね、国のほうの補助が認められましたことから大規模な改修を予定しております。

工事の内容といたしましては、外壁、屋根、内壁のクロス、床フローリング等を改修いたしまして、今度は 9 月の議会のほうで工事の関係の契約の案件を出ささせていただきたいと考えております。順調にいきましたら工期については、9 月でお認めいただければ来年の 1 月あたりまでには大規模改修を終えたいと考えております。こちらのほうについては、補助については国からは 3 分の 1 の補助を頂く見込みとなっております。

以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい。ただいま課長からの説明ですと大規模な改修だと。とすると 1 億 3,344 万 5,000 円で足りるのかどうなのか、私はちょっと雨漏りの工事だけなのかと思ひていましたら大規模だというふうなことだったので、そのことについては大丈夫なんでしょうかね。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますけども、昨年度ですね、見積もりをしまして国のほうに申請をいたしておりました。今回の内示になっておまして、先ほど申し上げた内容で工事は行う予定であります。

1 番（伊藤貞悦君）はい。坂元小学校は 3 階建ての校舎ですよ。大規模というふうなことは耐震工事は別だと思ひますが、きちっと外壁から何から、屋根の防水から何から全て、多分窓ガラスのサッシから何からやるんだろうと思ひわけですが、というふうな理解で私は 1 億 3,000 万で大丈夫なのかというふうな質問をしたんですが、そういうふうな内容については、まだ決まってないというふうな理解でよろしいわけですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ちょっと詳細については、ちょっとお時間を頂いてもよろしいでしょうか。

1 番（伊藤貞悦君）国のほうに申請をして認められているわけですよ。ですので大体概略、大まかな申請だけでも私はいんです。それで 1 億 3,000 万だよと言われれば、ああなるほどと理解をしたいと思ひます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。繰り返しとなって恐縮でございますが、改修の内容としまし

ては、外壁、雨漏りしている屋根等の外部改修、内壁クロス、床フローリング貼り替え等の内部改修で申請をいたしております。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。今大規模改修の関係で同僚議員からも質問がありました。この前、課長の説明では10年後の再編を見据えてということで、そんなに大規模ではないというふうな形でお話を私は聞いた記憶があるんですが、やはり安全安心、子供たちの安全安心を担保するとすれば周りのガラスなんか非常に今傷んでいる状況です。課長、見に行きましたか。見に行くと、これでオッケーというふうなことでかと思えますけれども、もう一度現場を再確認をしていただいて、やはり10年後を見据えてとかではなくて、今いる子供たちが安全安心にして学べる環境をつくるべきだと思うんですが、その辺については、町長いかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）基本的には教育委員会のほうで対応してもらっている案件でございますので、教育委員会のほうの見立てということの基本にしたいというふうに思いますけれども、いみじくも今のお話にも出てきましたけれども、今後の動向等もやっぱりこれは一定程度勘案しながらということになりますので、そうしたことでしっかりと対応していかなくちゃいけないかなというふうに考えているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。将来を見据えたということなんですけれども、将来、10年後はどうなるかもわかりませんが、でもいる、今いる子供たちの環境をちゃんと担保するのが私は大事なことだと思うんです。今日明日使えなくなるわけではないんです。そこでまだ学ぶ子供たちがいるわけですよ。その子供たちの安全安心をどのように捉えてこのような形で、そしてこの前の説明だったのか、私はちょっと理解できないんですが、その辺について再確認をさせてください。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。雨漏りの関係だったんですけれども、現場に行ってますかと言われたんですけれども、現場も見ております。坂元小学校のらせん階段のところのガラスですとか、ちょっと一部ひびが入ったということで現在のところ応急処理をしておりますが、そういった部分についても今回の改修では直すということになっております。

あと、先ほど岩佐議員のほうから10年というお話があったんですが、担当のほうからは今回の改修で20年耐用ということでのご提案となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。5年、10年ではなくて、やはり長期的な展望をもって子供たちがここで学べてると、安心して学べる、そういう環境をつくるべきだと私は思いますので、その辺もきちっと考えながらやっていただきたいと思います。

そして、次に入ります。13ページの10款の3項中学校費の工事費ですね、工事費のところなんですけど、山下中学校給食室改修工事なんですけど、509万、これについてアレルギー食の対応、非常にアレルギーの子供たちが多くなっているの対応でということで、私は非常に安全安心のために、食の安全安心を届けるという部分では必要だというふうに思うんですが、ここを改修して何食まで対応できるようなものを考えてのご提案なんですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、来年4月からの中学校再編に向けまして給食調理場を1カ所に統合するためにアレルギー対応のためのサラダ室を拡張しましてアレルギー対応室に改修する予定となっております。

アレルギーの対応の人数だったんですけれども、令和元年度につきましては14人、令和2年度については21人と1.5倍となっております。でも、アレルギー対応については、希望する保護者に医師による、医者ですね、医者による学校生活管理指導票及び食物アレルギー対応指示書を提出いただきまして学校長、養護教諭、栄養教諭また教育総務課で検討会を実施し、面談を行い、校長が対応を決定いたしております。アレルギー対応については個人差も大きく、多種多様でありますし、重度の場合、命に関わることでありまして、全ての児童生徒に同じ給食を提供したいとは考えておりますが、優先すべきは安全性であり、慎重に対応してまいりたいと考えております。

現在、お尋ねの部分についてですが、今回のサラダ室を拡張することによりまして30人までは対応可能の予定となっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。やはり食の部分で安全安心を届けるというふうなことで対応していただけたということはありがたいなというふうに思います。やはり慎重には慎重を重ね、そういうふうな対応をしていただきたいたいというふうに思います。

また、13ページのところのトイレの洋式化なんですけれども、ここは中学校の分、そしてその前の分の小学校の分なんですけれども、山下中学校で何カ所で、便座数等はどれくらい、そして和式はどれくらい残るのか、その辺についても確認させてください。関連がありますので、山下第一小学校、山下小学校の部分についてもお尋ねいたします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまのお尋ねですが、山下中学校の今回の洋式化の予定は44基となっております。

あと、各学校の部分だったんですが、山下小学校が35基、山下第一小学校が38基、これは全部を洋式化に変えた場合の予算を計上しておりまして、今後学校と協議して洋式化の数は決定したいと考えております。

洋式化事業につきましては、平成22年度当初から始まりましたが、全てを洋式化にするのではなく、始まった当時は洋式トイレを各トイレのうちの一つとしてまいりましたが、こういった部分については、今後学校と協議しながら、和式のトイレを幾つ残すかについては協議しながら進めてまいりたいと思います。今回今申し上げた数が仮に全部洋式化になった場合、町内の小中学校のトイレの洋式化率は約52%となる予定となっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）まだまだ続きますか。ここ暫時休憩入れていいですか。（「はい」の声あり）

議長（岩佐哲也君）それでは、換気のため暫時休憩とします。再開は2時45分、2時45分とします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）教育総務課長より先ほどの発言について、一部訂正及び補足説明をしたいということなんで発言を許します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。先ほどのトイレの状況について、申し訳ありませんが、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど町内の小中学校のトイレの設置状況について、今回の補正で要求した分を含めて終了した場合に52%ぐらいと申し上げましたが、こちらにつきましては現在の状況が52%であります。昨年度も坂元小学校のトイレを11基洋式化しまして、現在の状況が52.1%となっております。今回6月の補正でお認めいただき、仮に全部を洋式化した場合、町内の小中学校に設置しておりますトイレの洋式化率は89.5%になりますので、ここで訂正させていただきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐哲也君）質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい。トイレの設置、洋式ということで大分進めてはいますけれども、このごろの、前回の、ちょっと先日も申し上げましたけれども、感染症になると洋式のほうが非常に私は危ない、危険だなというふうな部分もありますので、学校、そして子供たちの状況をきちっと把握して当たられることを臨んで、1回目、ここで終了します。次の方どうぞ。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい。10の教育費の4項です。文化財保護費のことで伺います。こちらの町指定のいわゆる坂元のお茶室の件ですけれども、基本設計と実施設計、業務委託料ということが出ておりますけれども、こちらのほうなんですけれども、これもお茶室検討委員会というのが8人ほどですか、そういった検討会なども、これ年に4回ぐらいですか、はい。その方たちの意向、そういった意見ですとか、その辺のことはもちろんまとめていただいてのこれからの基本設計、実施設計にいくということで考えてよろしいんですよね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたしますと、やはり茶室というのは地域の熱い思いがあって長年の願いが込められています。そういう意味から共同で対応していくということを基本に置いていますが、令和元年度に策定いたしました整備基本計画、これ先般ご説明をしていますが、この整備基本計画の中で今ご質問のあった検討委員会の方々の意見を十分に踏まえて整備をしております。今後の基本設計については、同じように検討委員会が令和3年度まで継続しますので、十分にそのご意見を反映させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

6番（高橋眞理子君）はい。そして本当にここまでやっとなんて少しずつ少しずつ実現のほうに向かっていると思うんですけれども、その設計事務所ということもいずれ決めることになることなんですけれども、その辺の候補などはある程度念頭にあるんでしょうか、それともどういう規定でもって選んでいこうとされているのですか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まだ当然その予算を認めていただけていない状態ですので、業者の選定という部分に関しては未着手な段階にあります。木造の建築物ということで、一般的には建築業者、建築設計会社ということになるんですが、茶室については文化財ということがあるので、今の時点での考え方としては、そういったところを手がけた経験のある方などをお願いするのも一つの方策かなと考えてございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）12ページ、9款消防費のところの17備品購入のところなんですけど、先ほど体温計、サーマルカメラ、土のうというふうな話が出たんですけれども、確かにこれから雨期に入ります。そういうことから考えたならば土のう何袋を各行政区ごとにと

うことで捉えてよろしいのでしょうか。その辺について確認をさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回ですね、補正の中で土のうのほうを予定しておりますが、一応2,000枚ぐらいの計算で各行政区へも配布するというふうなことの積算を行いまして、今回予算を要求しているところでございます。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。2,000枚ということで、まあ残もあるからというふうには思うんですけれども、やはり前回の大雨とかを考えると、この2,000枚だけで、今回はコロナ対策でというふうなことでこういうふうに考えているんだと思うんですけれども、やはり安全安心を担保するとすれば、もう少し多くのを考えられてもいいのかなと思うんですけれども、その辺については2,000枚だけで間に合うということでもいいんですか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ちょっと説明が足りませんでした、2,000枚の24の行政区、ですから4万8,000枚というふうなことで予定をしております。はい。

9番（岩佐孝子君）6款の農業費の中の18負担金補助金なんですけれども、いちご産地拡大、先ほどみらい野さんへのということであったんですけれども、ほかにも会社なり企業なりというふうなところでなんですけれども、ここは1社だけの補助金交付ということでよろしいのでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今回いちご産地拡大形成ということでみらい野さんで取り組む施設について、町のほうでも拡大、かさ上げ補助を実施するような形になってございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ほかのところからは申請がなかったということで捉えてよろしいんですか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。まずですね、こちらのほうにつきましては、国産農畜産物供給力強靱化対策事業という事業に乗りまして、みらい野さんが実施する事業となつてございます。この事業につきましては、継続的な、安定的な供給を図るために国のほうでコロナ対策の一環といたしまして施設の改修や整備を支援するというような内容になっている事業となっております。そういった中で、みらい野さんのほうといたしましては、露地野菜からの多角的な経営の変化も検討している中で、この事業に乗って経営の転換を図ると。それに加えて、この経営の施設を活用しまして全農みやぎのほうで担い手育成のためのトレーニングセンター構想もあわせて実施するというような内容になってございまして、この取組について町のほうでも支援をするというような形になってございます。

9番（岩佐孝子君）はい。いちご拡大ということであれば、やはりもう少し多くの農家なり企業なりが取り組んでおりますので、そこ1件だけではなくてきちっとした指導なり聞き取りとかってというふうなことをして1社だけというふうに捉えていいんですか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい。この取り組みについては、まず担い手育成の一環という部分もございまして、当然各農家の方の取り組みについても支援をしていくということについては、当然検討していかなくちゃいけないというふうには考えてございます。今、現段階におきましても各種国の補助事業などに乗れないかということでの相談は受けておりますし、またこのトレーニングセンター構想も含めた中での担い手の中で、新たに町内で就農していただく際に新たな施設整備なりなんなりといったところについては、町のほうでも産地の形成についての全体計画の中で既存の農家さんの支援も含めた中で支援

策というのを今後展開の中で検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

1 番（伊藤貞悦君） はい。11 ページ、4 款衛生費の上水道管理費の中で、先ほど水道事業会計補助金、4 カ月支援というふうなお話がございましたが、これは家庭用の水道の補助金が4 か月間なのか。なぜ4 か月間なのか、その4 カ月にした理由等わかれば教えていただければと思います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君） はい、議長。今回減免の試算をしたときにですね、実際外出の自粛とか始まったのが2月の後半ということと、自粛期間が終了したのが5月いっぱいというような考えがありまして、基本的に4 カ月。あと、県内の自治体の状況も見たところ、やはり4 カ月がほとんどの自治体だったということで、4 カ月ということで一応対策本部会議の中でそういった議論をさせていただいて4 カ月というふうに決定した次第でございます。以上です。

1 番（伊藤貞悦君） はい。水道料については、2 カ月ごとに多分これまでは支出というお金を払っておりましたが、何となく4 カ月というのは中途半端な気がするんですけども、半年、6 カ月とか1 年というふうなそういう案はなかったのかどうか、それについていかがでしょうか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君） はい。先ほども若干ご説明したとおり、まずは今回の減免に当たって外出を自粛した期間というのが、まず一番念頭に置いたということが基本にあります。実際県内の自治体の中でも最長の自治体は6 カ月というところがありましたけれども、その自治体は事情を申し上げますと基本料金が山元町の半分ぐらい、総額を考えると、申し訳ないですけども山元町は県内でトータルの金額、1 世帯あたりを見ますと一番高い金額になっております。そういったこともありまして、それ以上の期間はちょっと考えられないのではないかなと思ひまして、私のほうでは4 カ月というような提案をした次第でございます。

1 番（伊藤貞悦君） ただ、この欄を見ますと国県支出金が2, 500 万あるわけですね。ということは町からの支出は単純に計算すれば1, 200 万というふうなことを考えれば半年でも私はいいのかなというふうに単純に考えたわけですが、そう単純ではないということですね。一番高い町なわけですね。であれば補助をしてやってもいいのかなと思つたもので、それについてはどうですか。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。今回の国庫支出金ということでお話をさせていただきましたが、いわゆる8, 700 0 万円の臨時交付金、こちらの一部を充てるということでございまして、総額で見ますとコロナ対策ということでかなりの額の町の持ち出しもしながら今回支援をさせていただいているという中での財源でございましたので、ご理解いただければというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君） はい。その話し合いの中で山元町はイチゴをメインとしたものがありますが、結構この水道料の中でイチゴ農家が使ってる水道料って結構ありますが、そのイチゴ組合とか、イチゴ生産農家さんが使ってる水道について、援助しようとか補助しようとかというふうなことはなかったのかどうか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

上下水道事業所長（大橋邦夫君） はい、議長。今回の減免額を算出するに当たりまして、上下水道事業所で持ってるデータとしましては一般家庭用、あとは営業用、工場用、あといちご

団地の数値もわかるようになっておりますけれども、顕著に影響が出てるのがやはり一般家庭用でした。というのは、やはり外出を自粛して家庭での生活を余儀なくされると。学校も行ってないというようなこともありますので、数少ないデータでありますけれども、一般家庭用で1カ月当たり、細かい数字ですけれども2トンから3トン以上増えているというようなデータがあります。あと違って、営業用とか工場用については大した影響は出ていなかったということもありまして、やはり一般家庭用の影響が大きということで、増えた分を減免してもいいだろうということで、やはりほかの自治体でも例があるように、基本料金を減免するのがやはり方策ではないかなということで一般家庭用のみの減免を提案したところでございます。以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君） これから議案第39号令和2年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第8. 議案第40号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君） はい、議長。それでは、議案第40号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

2枚おめくりいただいて、1・2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のまず収入について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益3,650万円の減額は新型コロナウイルス感染症対策支援事業として一般家庭用の水道料基本料金を5月検針分、6月請求分となります。ここから4か月間減免を実施することに伴い給水収益を減額措置するものであります。

次に、2項営業外収益3,700万円の増額は新型コロナウイルス感染症対策支援事業として一般家庭用の水道料金基本料金減免に要する経費に対する一般会計からの補助金を増額措置するものであります。内訳についてですが、水道料金の基本料金減免額3,650万円、そしてこの基本料金の減免に伴う水道料金システムの改修費50万円を合わせた額となっております。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用総掛かり費50万円の増額は新型コロナウイルス感染症

対策支援事業として、係る水道料金の基本料金減免に要する水道料金システムの改修委託料となっております。

最初のページにお戻りください。

第2条、令和2年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入

第1款水道事業収益50万円増額し、総額4億4,547万7,000円とするものです。

支出

第1款水道事業費50万円増額し、総額3億3,773万円とするものです。

第3条、予算第9条第6号の次に次の一号を加えるものです。第7号水道料金の減免に要する経費3,700万円。

以上で、議案第40号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第40号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第9. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しており、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第10．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時10分 閉会

---